

回覧

令和6年10月吉日

住民のみなさまへ

土砂災害防止法に基づく現地調査のお知らせとお願ひ

千葉県 君津土木事務所

【調査の目的】

- ・土砂災害防止法は、土砂災害から皆さまの命を守るため、土砂災害のおそれのある場所を土砂災害（特別）警戒区域として指定することにより、区域内の危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進するものです。
- ・今回の調査は、区域の設定にあたり、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査するものです。

【調査内容】

- ・測量用の赤白のポールや巻尺などを使用し、がけの高さや建物とがけまでの距離などを計測します。また、がけの写真を撮って記録します。
- ・必要に応じて、敷地内に入らせて頂く場合があります。（家屋内に立ち入ることはありません。）
- ・敷地内での調査を実施する場合は、本回覧文とは別に調査予定期間（調査は予定期間のうち半日程度を予定）を記載した資料をポストに投函させて頂きます。

【調査へのご協力のお願い】

- ・調査にあたり、みなさまの立ち合いは必須ではありません。
- ・敷地内に入る必要がある場合は、事前に住民の方にご了解を得た上で調査を行います。
- ・調査員は「身分証明書」を携帯し、本調査の作業員であることを明確にします。

【お問合せ先】

調査会社

株式会社エース
担当者：技術部 まきの 牧野

連絡先：03-3688-7888

発注者

千葉県 君津土木事務所
担当者：調整課 おく 奥
連絡先：0438-25-5134

【調査内容】

現地調査については、以下のような項目で行います。

なお、調査にあたり、半日程度の時間を要します。

◆現地調査

- ①がけ地の確認
- ②がけ地の地形の調査
- ③がけ地の地質の確認（目視）
- ④下端位置の計測 等

※敷地内においては、がけの調査のみであり、家や物に触る行為や、木の伐採等は行いません。

●調査中は、みなさまのご迷惑とならないよう配慮をいたします。

ご協力の程よろしくお願ひいたします。



調査風景



調査時の服装

調査中

腕章

【現地調査等の日程】

工程	令和6年				令和7年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
調査期間	■ ■ ■ 予備期間					

※調査の日程は、天候等の都合により変更になることがあります。

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定

〈土砂災害のおそれがある区域〉

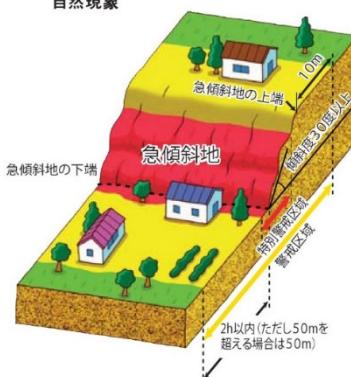
土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

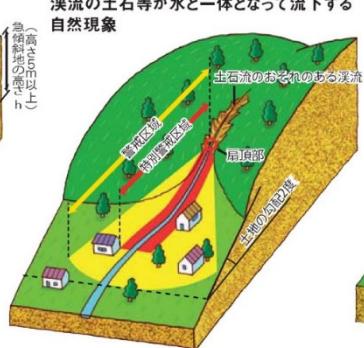
がけ崩れ

※傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一緒に流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



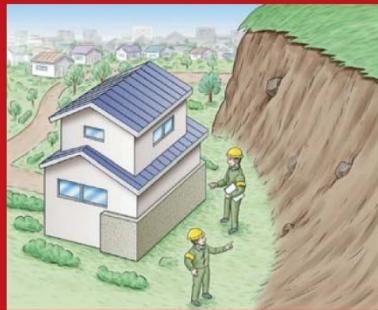
「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

警戒区域では



警戒避難体制の整備

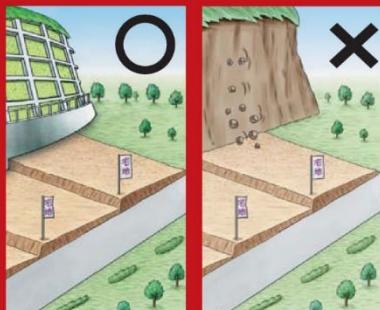
土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】



建築物の構造規制

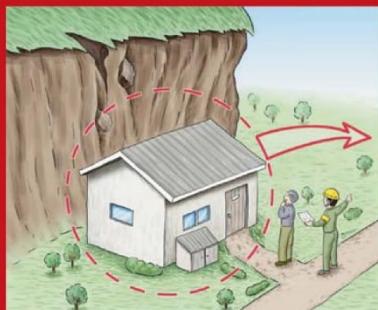
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体】

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

お問い合わせ先

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部

発行：全国すべりがけ崩れ対策協議会

調査位置図

金谷第5区

